

平成二十七年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

---

平成二十七年三月十一日（水曜日）

---

出席委員（十三名）

委員長 清水 孝 夫

副委員長 奈良岡 文 英

委員 奈良 完 治

小 野 稔

吉 村 忠 男

工 藤 健 一

横 山 哲 英

野 呂 日出男

前 田 信 一

藤 林 公 正

相 馬 勝 治

佐々木 政 美

浅 利 直 志

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町 長

総務課長選管事務局長併任

平 田 博 幸

五十嵐 晋

企 画 財 政 課 長  
税 務 課 長  
住 民 課 長  
福 祉 課 長  
建 設 課 長  
農政課長農委事務局長併任  
会計管理者・会計課長  
上 下 水 道 課 長  
監 査 委 員  
選 管 委 員 長  
教 育 委 員 長  
教 育 長  
学 務 課 長  
生 涯 学 習 課 長  
学校給食センター所長  
農 委 会 長

能登谷 英 彦  
横 山 精 逸  
三 浦 郁 雄  
齋 藤 美津昭  
対 馬 猛 清  
三 上 正 裕  
榊 淳 一  
幸 田 信 雄  
神 忠 勝  
三 浦 秀 男  
田 澤 文 雄  
武 田 登  
工 藤 峰 靖  
小 杉 利 彦  
佐々木 盛 男  
野 呂 廣 志

---

事務局職員出席者

事 務 局 長  
副 参 事

佐々木 克 治  
三 浦 孝 司

---

審 査 日 程

- 第 二 議案第二十六号 平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案  
第 三 議案第二十七号 平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案  
第 四 議案第二十八号 平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案  
第 五 議案第二十九号 平成二十七年度藤崎町水道事業会計予算案  
第 六 議案第三十号 平成二十七年度藤崎町下水道事業会計予算案
- 

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十七年三月十一日

開 議 午前九時五十九分

○委員長（清水孝夫君）

おはようございます。

東日本大震災から本日で四年となります。ここに犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。ご起立を願います。

黙禱。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

各特別会計について、歳入歳出を一括で審査いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

審査日程に従い、議案第二十六号平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

皆様、おはようございます。

議案第二十六号平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案について、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百二十九ページをお開き願います。平成二十七年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ二十二億六千百万円を計上し、対前年度比二億四千万円、一一・九％の増となるものであります。

予算書の百四十一ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。

一款国民健康保険税一項一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は二千六十五万一千円を計上し、国民健康保険資格者全員が六十五歳以上七十四歳までの世帯の世帯主に対して、年金から特別徴収されるものであります。

二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は三億四千八十二万二千円を計上するものであります。

三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は二千二十万三千円を計上しております。

百四十二ページをお開き願います。国民健康保険税合計では三億八千六百六十七万六千円となるもので、対前年度比三千四百十三万三千円、八・二%の減となるものであります。

三款国庫支出金一項国庫負担金一目の療養給付費等負担金は三億七千二百九十一万円を計上し、一般被保険者の療養給付費等にかかわる国庫負担金であります。

二目の高額医療費共同事業負担金は一千四百四十七万四千円を計上し、町が負担する高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担分であります。

三目の特定健康診査等負担金は四百三十三万九千円を計上し、四十歳以上七十五歳未満の方々の特定健康診査等にかかわる費用に対する国庫負担分であります。

二項国庫補助金一目の財政調整交付金は、一億九千二百六十万八千円を計上するものであります。

百四十三ページの四款療養給付費交付金一項一目の療養給付費交付金は七千八百九十五万円を計上し、六十五歳未満の退職被保険者の方々の療養給付費等にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

五款前期高齢者交付金一項一目の前期高齢者交付金は三億二千九百九十二万二千円を計上し、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により各保険者間の費用負担の調整を図るため、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

六款県支出金一項県負担金一目の特定健康診査等負担金は四百三十三万九千円を計上し、特定健康診査等にかかわる県の負担分であります。

二目の高額医療費共同事業負担金は一千四百四十七万四千円を計上し、町が負担する高額医療費共同事業医療費拠出金に対する県からの負担金であります。

二項県補助金一目の財政調整交付金は、一億一千五百七十九万一千円を計上するものであります。

百四十四ページをお開き願います。七款共同事業交付金一項一目の高額医療費共同事業交付金は四千四百六十三万九千円を計上し、高額医療費にかかわる保険基盤の安定を図るため、医療費の八十万円を超える部分に対し、実際に発生した医療費に応じて青森県国保連合会から交付されるものであります。

二目の保険財政共同安定化事業交付金は五億一千百七十八万八千円を計上し、対前年度比三億三千八百五十八万四千円の大幅な増となるものであります。増加した理由は、平成二十六年までには医療費が三十万円を超える部分の八万円以上八十万円までに対し、医療費負担を共同で調整しておりましたが、平成二十七年からは対象となる医療費が一円以上八十万円までに拡大されるため、大幅な増加となったものであります。

九款繰入金一項一目の一般会計繰入金は、一億八千五百七十六万九千円を計上し、内訳は保険基盤安定繰入金が七千九百六十四万六千円で、国保税の軽減に対する国、県、町の公費負担分であります。なお、国の負担分七百二十三万七千円、県の負担分五千二百四十九万八千円は、一般会計側の歳入へ計上されております。職員給与費等繰入金が二千三百七十万五千円で、国保事業にかかわる職員の給与費などあります。助産費等繰入金が六百四十四万円で、出産育児一時金に対する繰り出し基準に基づいた額を繰り入れするものであります。財政安定化支援事業繰入金は六千九百万円で、国保財政の基盤安定化を図るため繰り入れするものであります。特定健康診査等繰入金は六百九十七万八千円で、特定健診等にかかわる職員の給与費等であります。

百四十五ページの二項基金繰入金一目の財政調整基金繰入金は、財源不足を補填するため、一千万円を繰り入れするものであります。

十款繰越金及び十一款諸収入までは、各項目に前年度と同額の一千万円を名目計上するものであります。

百四十九ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。

一款総務費一項一目の一般管理費は二千三百二十三万八千円を計上し、職員人件費などの経常経費が主なものであります。

百五十ページをお開き願います。二目の連合会負担金は百四十七万五千円を計上し、青森県国保連合会の運営事務経費に対する町の負担分であります。

二項徴税費一目の納税奨励費は八万九千円を計上し、三項一目の運営協議会は前年度と同額の二十七万八千円を計上しております。

百五十一ページの四項一目の趣旨普及費は前年度と同額の十万円を計上するもので、町広報紙による国保情報の提供などにかかわる経費であります。

次の二款保険給付費は歳出の大宗を占めるものであり、一項療養諸費は一目の一般被保険者療養給付費から五目の診査支払手数料まで、合計で十億九千五百十七万七千円を計上しております。

百五十二ページをお願いします。二項高額療養費は一目の一般被保険者高額療養費から四目の退職被保険者等高額介護合算療養費まで、合計で一億一千八百七十二万九千円を計上し、百五十三ページの四項出産育児諸費は九百六十六万五千円、五項の葬祭諸費は百八十五万円を計上し、保険給付費の合計額は十二億二千五百四十二万三千円となり、対前年度比六千二百十五万六千円、四・八％の減となるものであります。

三款後期高齢者支援金一項一目の後期高齢者支援金及び二目の後期高齢者事務費拠出金は、合わせて二億七千五百十三万円を計上するものであり、後期高齢者医療費の支援分として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

百五十四ページをお開き願います。四款前期高齢者納付金一項一目の前期高齢者納付金及び二目の前期高齢者事務費拠出金は合わせて四十万一千円を計上するものであり、前年度実績等を勘案して計上しております。

五款老人保健拠出金一項一目の老人保健拠出金及び二目の老人保健事務費拠出金は、合わせて十二万円を見込み計上し

ております。

六款介護納付金一項一目の介護納付金は一億四千百十二万三千円を計上し、介護保険の二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を介護費用の負担分として社会保険診療報酬支払基金へ納付するためのものです。

百五十五ページの七款共同事業拠出金一項一目の高額医療費共同事業医療費拠出金は五千七百九十万円を計上し、八十万円を超える医療費を対象とした県内各国保保険者の共同事業に対する町の拠出金であります。

三目の保険財政共同安定化事業拠出金は五億百八万四千円を計上しており、対前年度比、大幅な増加となっておりますが、これは歳入でもご説明いたしましたが、対象となる医療費が一円以上八十万円以下に拡大されたことに伴うものであります。

八款保健事業費一項一目の特定健康診査等事業費は二千四百十六万円を計上し、保険者に義務づけられた四十歳以上七十五歳未満の方々の特定健康診査を行うためのもので、主なものは職員の人件費及び特定健康診査委託料などでありませ

す。

百五十六ページをお開き願います。二項保健事業費一目の疾病予防費は三百十八万五千円を計上し、健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するものであります。

百五十七ページの十款公債費一項一目の利子は前年度と同額の五十万円を計上するものであり、一時借入金の利子に充てるものであります。

十一款諸支出金一項償還金及び還付加算金一目の一般被保険者保険税還付金は七十二万一千円、百五十八ページをお開き願います。二目の退職被保険者等保険税還付金は五万七千円を計上しており、過誤納金にかかわる還付金であります。

三目の償還金は二百八十七万九千円を計上し、前年度の国県負担金補助金等の返還金を見込み計上するものであります。

四目及び五目は、一般被保険者及び退職被保険者等還付金にかかわる還付加算金であります。

十二款予備費は、緊急時に不足が生じた場合などの財源に充てるため、また予算調整により収支均衡を図るためのもの  
であります。

以上をもちまして、議案第二十六号平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明とさせて  
いただきます。

○委員長（清水孝夫君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いします。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入にかかわることですけれども、国民健康保険税、そして介護保険、暮らしの安心にとっても健康にとっても、なく  
てはならないものでありますけれども、歳入のところ全体では三千四百万ほど、八・二%の減だということなんですけ  
れども、現在の国保に加入する世帯の内訳といいますか、現状はどういうふうになっていらっしゃるのかということ  
をお知らせしていただきたいと思えます。その点をお聞きしたいと思えます。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。加入者の内訳というご質問でしたが、現在の被保険者数などでよろしいでしょうか。平成二十七年  
二月末の被保険者数は四千八百六十六名、世帯数は二千六百二十九世帯となっております。以上であります。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

二月末時点で四千八百六十六名で二千六百二十九世帯ということなんですけれども、この加入世帯そのものは、年度比較で見ますと横ばい状態なんですか。なぜ聞くかといいますと、結局、全体として国保税の納税額そのものも八・二%ほど落ちているという見込みを立てているわけですので、収入が伸び悩んでいるという側面と、加入者はむしろ減っているんだということなんですか。その辺はどういうふうな推移で見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。私のほうからは世帯数、被保者の推移ということについてお答えしたいと思います。まず、被保険者数ですけれども、平成二十二年度末とことしの二月末を比較しますと、七百一名減少しております。また、世帯数では百四十四世帯減少しております。また、平成二十五年度末、平成二十六年の三月末と今の二月末を比較しますと、被保険者数で二百十三名の減、世帯数で五十世帯の減となっております。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど共同事業が三億円ほどふえたということが報告、説明されたんですけれども、ページ数でいきますと百四十四ページです。保険財政共同安定化事業交付金、これが今までのものが八万円から八十万円ぐらいが対象であったものが、一円から八十万円ほど、対象の範囲が一円からになったので大幅にふえたんだということなんですけれども、共同事業のための安定化交付金がふえるということは望ましいことでもあるんですけれども、これはどういうふうな経過で、国保の財政が苦しいから、この面から少しは救済しようとか、そういうような、趣旨としてはどういうことからこういうふうになったのでしょうか。その点はどうでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。市町村の国保事業は、既にこれまでも医療費の全体の約四割は共同事業として運営されてきておりまして、医療費の負担の多い市町村の負担軽減が図られてきているところではありますが、平成二十四年の四月に国民健康保険法の改正がございまして、平成二十七年四月からは市町村の拠出金により医療費負担を調整する共同事業、いわゆる保険財政共同安定化事業についてはレセプト一件当たり一円以上の全ての医療費に拡大するというふうに決まりましたので、この四月から実施されることになったというところがございます。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

県支出金、あるいはまた共同事業にかかわる交付金が増額されているわけであります。それで、現在、平成三十年、二〇一八年ですか、いわゆる国保の広域化をやろうと、県単位でやろうというようなことで進んでいると聞いておるんですけども、それとの関係でこれもふやしてやろうとかというようなことは、そういう関係は全然ないことなんですか。その辺はどういう理解でしょうか、お聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。私どもに来ている通知などでは、国保の都道府県化と今回の保険財政共同安定化事業の対象を一円からに拡大したことは全く関係がないと考えております。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

関連して、国保の都道府県単位化といいますか、これは全国自治会も大変な大きな財政負担の問題の調整をしなければ引き受けられませんよというようなこと、町村会でもさまざまな議論が出ておるところなんですけれども、この国保の広域化といいますか、県単位でやるということは当面どのようなスケジュールで進めようとしていらっしゃるのか、その辺の情報はどういうふうに捉えていらっしゃるのか、その点をお聞きしたいと思います。町長または担当課でよろしいですけれども。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

都道府県化についての今後のスケジュール等についてというご質問でございましたが、これはあくまでも新聞報道を見た範囲ではございますが、去る三月三日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律案が閣議決定されたということを報道で知っております。中身としては、都道府県と市町村が共同で保険者となって今後実施していくというようなことが書かれていましたが、詳細につきましてはまだ法案が成立もしていないということなどもあり、また現時点で我々のところに国、県から通知も特に届いておりませんので、お答えすることはできないというところでございます。ただ、この改正法案を国会に早期に提出することを目指しているということは報道されているようでございます。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

閣議決定されればどんどんやっていくというのが今の内閣の性格といいますか体質でもありますので、いずれにしても、町長にお聞きします。この国保の広域化の見通しなり、その辺はどういう認識でいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

実は百三十八回の県の国保連の総会が三月二日開催しまして、私も中南津軽郡の会長ということで、その理事も拝命してございます。その中でいろいろ今、住民課長から、担当課長からお話ししたような運営方式が市町村と四十七都道府県で運営するのは平成三十年からという目安は大体国のほうで出しているというところでございます。また、市町村の小さい村とか相当まだ全国にありますので、やっぱりばらつきがあるんですね、徴収の割合、徴収率とか、あるいは保険料とか。そういうようなばらつきを少しでも一元化していこうという考え方がまた根底にはあるようでございます。いずれにしましても、将来にわたって医療体制の持続可能な構築のために、そういう法改正あるいはシステム改正がなされているという現状でございます。

実は、理事でありながら、まだまだ勉強不足でございまして、二年ほど理事になってから、余り首長の発言というのは乏しくございます。発言しているのは私ぐらいでして、一つの例を見れば、四年後は運営スタイルが都道府県になるといときに、担当課が来て挨拶してすぐ帰ると、それは好ましくない。近い将来に共同運営していく中であっても、都道府県の担当課、部長、あるいは課長、あるいは代理、それがすぐ挨拶して帰るのは好ましくないということを私は新理事長の鹿内理事長にまず提言させていただきました。それから、四十市町村になりまして、各市町村の保険業務に対する福祉活動のスタイルも、どこの自治体も一生懸命やっていると思っています。やっていると思っていますけれども、非常にまだまだばらつきがあるから、六県民局には福祉総室長と会って、その中でも頻繁にその担当課長を集めて

情報交換しながら、いいところはまねすればいいと、そういうような提言もしているところでもございます。

いずれにしても、この国保というのは我が国、昔から医療体制の構築のために築かれてきたものでございますので、しっかりと国民にも理解していただきながら、あるいは町民にも理解していただきながら、まずは健康な体力増進のために福祉課そしてまた生涯学習課、あるいはまた体育協会の皆さんとか、多くの団体等と協議しながら、それもまた強化しながら、保健福祉行政に努めていきたいと思っております。以上であります。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十七号平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第二十七号平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百六十九ページをお開き願います。平成二十七年度の予算総額は歳入歳出それぞれ三億百十九万一千円を計上するものであります。

百七十九ページをお開き願います。まず、歳入につきましてご説明いたします。

一 款後期高齢者医療保険料一項一目の特別徴収保険料は四千五百五十八万三千円、二目の普通徴収保険料は一千六百九

十三万四千円を計上するものであります。

三款繰入金一項一般会計繰入金一目の事務費繰入金は二千五百五十四万七千円を計上しております。内訳は、後期高齢者医療の町が行う事務にかかわる職員給与費等繰入金が一千九百四十万七千円、広域連合の事務にかかわる町負担分である広域連合事務費繰入金が六百十四万円であります。

二目の保険基盤安定繰入金は五千四百四十六万八千円を計上するものであり、保険料の軽減額に対する県、町の公費負担分として一般会計から繰り入れするものであります。なお、県の負担分四千八十五万一千円につきましては、一般会計側の歳入に計上されております。

三目の療養給付費繰入金は一億五千五百七十八万三千円を計上しており、広域連合で実施する後期高齢者療養給付費にかかわる町負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

百八十ページをお開き願います。四款繰越金は、平成二十七年三月分の普通徴収保険料を新年度に入ってから広域連合へ納付することになりますので、繰越金として処理するものであります。

百八十五ページをお開き願います。次に、歳出につきましてご説明いたします。

一款総務費一項一目の一般管理費は一千八百九十二万六千円を計上し、職員人件費及び後期高齢者医療システムにかかわる保守業務委託料などが主なものであります。

百八十六ページをお開き願います。二項徴収費一目の徴収費は四十八万一千円を計上し、保険料の徴収などにかかわる事務経費であります。

二款後期高齢者医療広域連合負担金一項一目の後期高齢者医療広域連合負担金は二億八千九十三万一千円を計上しております。内訳は、保険料等負担金が一億一千九百万八千円で、町が徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額を計上するものであります。広域連合事務費負担金は六百十四万円となり、後期高齢者医療広域連合の事務にかかわる職員給与費などの共通経費にかかわる町の負担分であります。療養給付費負担金は一億五千五百七十八万三千円を

計上し、後期高齢者療養給付費にかかわる町負担分であり、これらの負担金はいずれも広域連合へ納付するためのもの  
であります。

三款諸支出金一項一目の保険料還付金及び二目の還付加算金は合わせて八十五万円を計上するものであり、過誤納金に  
かかわる還付金などであります。

百八十七ページの四款予備費は、予算調整により収支均衡を図るためのものであります。

以上をもちまして、議案第二十七号平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（清水孝夫君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

これも後期高齢者の保険料ですね、標準で前年度と変わらないんですか。保険料的にはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。その点お聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。保険料の前年度との比較ということでございましたが、予算書の百七十九ページをお開き願いたい  
と思います。本年度の合計が六千二百五十一万七千円で、前年度の当初予算の合計が七千八百三十一万三千元、比較し  
ますと一千五百七十九万六千円の減と見込んでおります。以上であります。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

普通徴収、特別徴収の方の納付する保険料がもとになっているんだと思いますけれども、県の広域連合的に後期高齢者医療、我々は差別的な扱いはすべきでないという、医療の面でもですね、ただ、後期高齢者にどれぐらいかかっているかというのはわかりやすくなったという側面もありますけれども、問題は個々の人の標準的な保険料はこれから決まっていくことなのか、その辺、標準的な保険料はどういうふうになっていらっしゃるのかということを重ねてお聞きしたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

保険料についてのご質問にお答えいたします。青森県の保険料額は平成二十六年度、二十七年度ともに同額で、均等割額が被保険者一人当たり四万五百十四円、所得割額は七・四一％となっており、保険料の限度額は五十七万円となっております。以上であります。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

均等割分が標準で四万ちょっとということで、それに所得割を加算するというようなことなんですけれども、最近ちょっと聞くんですけれども、所得の分も含めて、保険料的な負担を軽減するために特例限度額というのを実際やっているんですけれども、それを九五％まで所得の低い人はダウンさせることができるのかということだと思っているんですけれども、それを廃止するというようなことも聞いておるんですけれども、その辺の情報についてはどのような認識なんで

しょうか。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。ただいま浅利委員のほうから特例減額の制度はということでございましたが、私どもはちょっと特例減額という言葉は聞いたことがございません。もしかしましたら、被用者保険の被扶養者であった方が後期に加入された場合、均等割が九割が軽減されて所得割の負担がないという、そういう制度のことを言っているのではないのでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私のほうでももうちょっと精査して保険料の問題は向かいたいと思います。

最後にお聞きするのは、先ほど後期高齢者の広域連合負担金ということで、これ大分一千三百五十九万ほどトータルでは昨年度から見れば削減されているんですけども……（「浅利委員、ページ数は」の声あり）ページ数ですか。ページ数は百八十六ページですか。その中の後期高齢者医療広域連合負担金、これが一千三百五十九万ほど削減されているわけです。その中で療養給付費負担金がかかなりの大きな割合を占めているんですけども、その辺の理由についてはどういうふうに受けとめればよろしいのでしょうか。年寄りの医療にかかる人が少なくなっているというようなことなのか、抑えぎみだということなのか、その辺はどういうことなのでしょうかという意味合いです。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。療養給付費負担金につきましては、広域連合のほうから平成二十六年年度の六カ月の実績をもとに県全体を案分した数値が私どものほうに予算計上するように来ておりまして、その数値を計上しているということで、実際の給付費の推移については把握しておりません。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十八号平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

おはようございます。それでは、平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案、議案第二十八号について、その概要をご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、二百三ページをお開き願います。

本年度の予算総額は、前年度比三・〇％増の歳入歳出それぞれ十七億二千八百七十六万二千元としたものであります。

まず、歳入の一款保険料は六十五歳以上の方の第一号被保険者に対するものであり、平成二十四年度から平成二十六年までの第五期介護保険事業計画では基準月額を五千八百五十円として運営してまいりましたが、新たに策定いたしました平成二十七年度から二十九年度までの第六期計画が先月の二十六日に町介護保険運営協議会から原案のとおりご答申をいただきましたことから、これに基づきまして基準月額を六千五百円に増額し、三億一千十一万六千元としたもの

であり、前年度比三千九万六千円の増としようとするものでございます。保険料の増額要因といたしましては、今後三年間の給付費が四十九億二千三百万と推計され、前期の第五期計画に比較すると五・〇八％、二億三千八百万の増加が見込まれること、そして給付費に対する第一号被保険者の保険料の負担率が一％ふえたことにより二二％となったこと、国からの調整交付金の交付率が低下する見込みとなったことなどであります。なお、新たな保険料率を定める藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案は本定例会に上程されておりますので、何とぞご理解の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、三款国庫支出金は前年度比千四百五十九万五千円増の四億五千三百九十九万九千円とし、次の四款支払基金交付金は前年度比百三十二万二千円減の四億六千百三万九千円としたものであります。

次に、五款県支出金は前年度比五百二十七万五千円増の二億四千五十六万七千円とし、七款繰入金は前年度比百五十六万八千円増の二億六千三百三万二千円としたものであります。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、二百四ページをお開き願います。

一款総務費は職員の人件費が主なものであり、前年度比マイナス一〇・六％、五百四十三万六千円減の五千百三十七万九千円、次の二款保険給付費は前年度比プラス三・二％、五千二百三十五万六千円増の十六億三千八百六十五万二千円とし、次の三款地域支援事業費は前年度比プラス七％、二百六十四万二千円増の三千七百八十八万八千円としたものであります。

次に、歳出の主なものの内容をご説明いたしますので、恐れ入りますが、二百十七ページをお開き願います。

歳出全体の九四・八％を占める二款保険給付費の一項介護サービス等諸費の説明の欄をごらん願います。一目介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費は、在宅の方が利用する訪問サービスや通所サービス、短期入所生活介護費などに対するものであり、二十六年度の実績見込みから前年度比プラス一・三％、六千五百四十八万一千円増の五億九千九百十二万九千円としたものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費は、グループホームの利用に対する給付が全体を占めるものでありますが、二十六年の実績見込みから前年度比プラス八・四％、二千二百五十六万円増の二億九千三十四万九千円としたものであります。

次に、施設介護サービス給付費は特別養護老人ホームや老人保健施設などの利用に対するものであり、二十六年の実績見込みから前年度比マイナス六・〇％、三千二百四十四万九千円減の五億一千百四十二万七千円としたものであります。

次の居宅介護福祉用具購入費は歩行器や杖などの購入、居宅介護住宅改修費は手すりの取り付けや段差解消の際の工事に対する給付であり、平成二十六年実績見込みをもとに計上したものであります。

次に、二百十八ページをお開きください。居宅介護サービス計画給付費は居宅サービス計画の作成に対するものであり、前年度比マイナス七・一％、四百八十万七千円減の六千三百二十九万七千円としたものであります。

次に、二目介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費は、要支援の方に対するものであり、前年度比プラス〇・四％、二十万円増の四千六百六十五万一千円としたものであり、介護予防福祉用具購入費と介護予防住宅改修費は、平成二十六年実績見込みをもとに計上したものであります。次に、介護予防サービス計画給付費は要支援の方に対する予防サービス計画作成にかかわるものであり、前年度比プラス二％、十一万八千円増の五百九十八万一千円としたものであります。

次に、二百十九ページの三款地域支援事業費一項介護予防事業費一目二次予防事業費は、要支援、要介護状態になるおそれの高い方の運動機能の低下を防ぐ通所型介護予防事業が主なもので、前年度比十八万九千円増の三百六十八万七千円とし、二目の一次予防事業は一般高齢者に運動機能の向上や閉じこもり、引きこもり、うつ予防、脳トレ教室を実施するものであり、前年度比三十二万二千円減の四百二十三万七千円としたものであります。

次に、二百二十ページの二項包括的支援事業・任意事業費二千九百八十八万四千円は、町地域包括支援センター業務委

託に関連する事業費が主なものであります。

以上が平成二十七年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要でございます。ありがとうございました。

○委員長（清水孝夫君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

二〇〇〇年に介護保険がスタートして、三年ごとに引き上げになっているわけでありまして。標準で五千八百五十円から今年度は標準六千五百円ほどという、介護保険審議会ですか、その答申も受けてやるわけなんですけれども、全体として介護サービスがこれぐらい伸びますよというようなことから一人当たりの保険料も割り出していくのを基本としているわけなんですけれども、二百十七ページの保険給付費のところ、その中でトータル的には前年度と比べて五千百二十八万円ほどふえますけれども、介護サービス等諸費、その中で施設介護サービス給付費、特養など、これについては課長の今の説明では六%ほど減る見込みなんだと、ぎりぎりいっぱいということなんだという見込みなんですけれども、それはどういう根拠なり理由に基づいているものなんでしょうか。実際は横ばい、あるいは政府は二・二七%ですか、これに何か施設でもうけているから内部留保を二%ぐらい減らしても大丈夫だよというような言い方をしているんですけれども、施設介護サービス給付費、これを五億一千百四十二万と見積もった根拠なり理由なり経過なり、大分苦労もされたと思うんですけれども、その辺を明らかにしていただきたい。

○委員長（清水孝夫君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

細かい数字はちょっと手元のほうで探さなければならないのですが、大ざっぱに申し上げれば、ただいま浅利委員がお

っしゃいました居宅とそれから施設の給付費の関連があつて、施設のほうは使っている方というのは、施設費ということからいけば使っている方は横ばいだと思っております。ただし、居宅介護サービス給付の中にはいわゆるショートステイといいまして、施設のほうで入所しているわけなんですけど、お金の支払いはこの居宅介護サービス給付費のほうから支払われているという、そういうサービスがございます。一カ月をまず基準にしてやっているんですが、大体そこでショートステイに入ってしまうと長期で入所ではないんですが入所、ずっとそこにいると。つまり、施設介護を受けているということと同じ形になっております。平成二十五年度にさんふじのほうでショートステイの増床が計画されて、その支払いのほうは二十六年度から発生してきていると。そういうことからいって、居宅のほうのショートステイの伸びがふえてきていると。それから、訪問系のサービスももちろん若干ですがふえてきていると。逆に、デイサービスのほうが減ってきていると。これは国のほうの報酬の絡みもありまして、少なくなっているということでありまして、そういう関係で全体的には居宅の伸びがふえてきていると。施設関係については、施設を利用されている方はふえているんじゃないかと。ただし、施設介護サービスの支払いについては横ばいだとか、若干減っているのかなという考え方を持っております。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これはもう委員会でも課長は我々に説明もしておったんですけども、保険料のことにかかわるんですけども、調整交付金が低下した、今までは九・二七%ですか、九%ぐらいもらっていたものが八・五%ぐらいになるんだというような説明もしていたやに記憶しておるんですけども、その調整交付金が低下するというのはどういう理由からなんですか。保険料を上げるのを抑えるためだったら、もっと上げてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の理由や現状はどうなっているんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

調整交付金というのは基本的に五%でございます。しかしながら、実際交付されている額は今浅利委員がおっしゃいましたとおり九%を超える額が交付されてございます。この要因というのは、低所得者等に対する国分の措置という形がその主な内容でございまして、それがこれまで大体九%を超える額が交付されて、それが逆に入ってきたことによって繰越金等々に回っているような状況でございまして、それが第六期の計画を定めるに当たって、国から全国の全市町村にそういうソフトを使って推計しなさいという試算シートなるものがございまして、そのシートのほうでは今回は平均すると大体八・五九%、二十七、二十八、二十九とだんだん下がっていくんですが、大体八・五九%ぐらいの交付率を予定したもので、そういうシートを使って算出しなさいというふうな示された方をしております。

下がった要因として国のほうから示された資料等によれば、今回、介護保険料の所得構成が現在、標準所得段階を六段階で算出しているわけでありましたが、それを低所得者に保険料を軽減するような形になっておりまして、九段階という形に変更されております。変更というか、そういう形で示されております。それに基づいて、先ほど提案理由の中でもご説明申し上げましたが、条例改正をすべく皆様にご提案しているわけでありましたが、そういうふうに低所得者に対する手厚いというか、そういう変更があったということで、そちらのほうで手厚くしているの、こちらのほうは下げますよという、そういう理由だそうでございます。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利君。

○浅利直志委員

反対理由については詳しくは本会議で述べたいと思うんですけれども、いずれにしても保険料の負担が三年ごとに連続して上がるという状況が生まれているわけでありまして。これに何としても歯どめをかけるような措置が必要なわけでもありませんけれども、その先の見通しもないという状況であります。少なくとも消費税が値上げしてこういう、消費税三分でいけば全国的には八兆円台の大きな追加税収というのがあったわけでありましてけれども、今回の保険料の引き上げ、現在の受益者、四十歳以上から保険料で五割は賄うんだという、そういう基本的なルールからいけば値上げせざるを得ないということでありましてけれども、私としては今度の介護保険料の引き上げというのは、これまでの利用者負担や限界を超えてきているというような意味からいっても、今回の値上げについて容認もできないので、本会計に賛成できません。

○委員長（清水孝夫君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野委員。

○小野 稔委員

私は、議案第二十八号平成二十七年度藤崎町介護保険に賛成するものであります。なぜならば、今、基準月額六千五百円以上にしなければ、この介護保険、持っていけないということになりまして、これは二十九年度のそれまでの暫定だと思っておりますので、それまではそのまま持っていってもらいたいと思っております。そのため、賛成するものであります。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水孝夫君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十九号平成二十七年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

改めまして、おはようございます。

議案第二十九号平成二十七年度藤崎町水道事業会計予算について、ご説明いたします。

二百四十一ページをお開きください。平成二十七年度藤崎町水道事業会計予算実施計画でご説明いたします。まず、収益的収入及び支出の収入であります。第一款水道事業収益は三億九千八百万円を計上しております。

第一項営業収益が三億七千八百四十四万六千円です。その主なものは、第一目給水収益が三億七千七百八十万円、これは水道料金とメーター使用料の合計額です。

第二項営業外収益が一千七百五十万円です。その主なものは、第二目他会計補助金八万九千円は水道広域化対策分として一般会計から繰り入れする補助金です。

第三目長期前受金戻入一千三百八十九万二千元は新会計制度の新しい予算科目で、旧みなし償却部分の平成二十七年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

二百四十二ページをお開きください。次に、支出についてであります。第一款水道事業費用として三億九千八百万円を計上しております。

第一項営業費用が三億三千四百一万九千円であります。そのうち、第一目浄配水費が一億六千五百二十七万三千円であり、その主なものは第五節の修繕費千五百十七万七千円で、このうちメーター取りかえ工事費は計量法により八年経過する水道メーターの取りかえ費用であり、交換用メーター修繕費、すなわち量水器購入費も含め、八百九十四万八千円を予算計上しております。また、第八節の受水費一億四千三十七万三千円は、藤崎町の水道水は全て津軽広域水道企業団でつくった水を購入していることから、水道企業団への支払い金額であります。

第三目総係費が六千百六万四千元であります。その主なものとしましては、第二節給料から二百四十三ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの合計額、つまり人件費のほか第十二節委託料六百九十九万円のうち水道メーター検針業務委託料として四百三十五万円を予算計上しておりますが、これはメーター検針員五人分の検針業務に係る経費であります。

二百四十四ページをお開きください。第四目減価償却費は一億七百六十七万七千円であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用が三千三百五十三万五千元であります。その主なものは、第一目支払利息の千九百五十三万四千元であります。

二百四十五ページをごらんください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、下段の支出からご説明いたします。第一款資本的支出として一億二千二百五十五万八千円を計上しました。

第一項建設改良費が千六百六十二万円であり、その主なものは県道前坂藤崎線道路改築事業に伴う白子バイパス関連配水管移設工事の設計業務委託料と工事請負費であります。

第二項固定資産購入費は千七百二十三万八千円であります。

第一目機械及び装置購入費では、継続費を設定しております水道資産評価等システム構築事業費、新水道ビジョン策定

事業費のほか、新規事業としまして水道事業アセットマネジメント策定事業費を予算化しております。これらの事業は、水道施設の耐震化を含む更新時期等を検討するためのものであります。

第三項企業債償還金は八千七百七十万円と見込んでおります。

次に、上段の収入はただいまご説明した支出の財源であり、資本的収入として二千五百二十九万円を計上しております。その主なものは、繰り出し基準に基づく一般会計からの負担金や出資金、また県からの白子バイパス関連配水管の移設補償費であります。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額九千七百二十六万八千円は内部留保資金等で補填しております。

続きまして、二百五十四ページをお開きください。最後に、継続費に関する調書についてご説明いたします。水道資産評価等システム構築事業は、施設や管路の水道資産の老朽度を調査し、老朽度に応じた対策、つまり施設の更新時期を検討するためのものであり、総事業費千九百三十二万円のうち、最終年度である平成二十七年度は水道資産データ蓄積と、その蓄積したデータのシステム構築分として六百三十万円を予算計上しております。新水道ビジョン策定事業は、人口減少社会の将来的な水需要を予測した上で施設の更新時期を見定めるなど、今後収入減など厳しい財政経営環境の中でも安定的に事業を継続していくための課題、方策等を検討するものであります。総事業費四百十三万七千円のうち、平成二十七年度分として事業計画策定費百九十七万七千円を予算計上しております。

以上をもちまして、議案第二十九号平成二十七年度藤崎町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水孝夫君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利君。

○浅利直志委員

今、課長説明しておったんですけれども、最後に継続費に関する調書ということで、ことしが最終年度で水道資産評価

等システム構築事業ということで、二十五、二十六、二十七と、二十七年度の予算も提案されている継続費ですので、これは何かこの事業として最終的にまとめたものだけを二十七年度によこすということなんですか。それとも中間的に老朽度だとかそういうものでわかるものだとかという中間報告みたいなものだとかは出されているものなんですか。実態的にはどういう取り扱いで最終的に構築事業が終了するんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

これは三年間の継続事業でございますけれども、最終的なものは管路データを全て集めてきたものをシステム化する、要するに見える化するところまで契約しておりますので、中間的な、部分払いはいたしますけれども、最終的な成果物というのは最後のシステム構築というふうに捉えております。以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第三十号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

続きまして、議案第三十号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

二百七十三ページをお開きください。平成二十七年藤崎町下水道事業会計予算実施計画でご説明いたします。

まず、収入についてであります。第一款下水道事業収益として五億九千二百八十三万九千円を計上しております。

第一項営業収益が二億一千八百二十六万四千円です。その主なものは、第一目下水道使用料を一億八千九百十萬円と見込んでおります。

第二目雨水処理負担金が二千八百六十七万八千円、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を汚水私費雨水公費の原則に基づき、一般会計から繰り入れするものであります。

二百七十四ページをお開きください。第二項営業外収益は三億七千三百九十八万九千円です。その主なものは、第二目他会計補助金が二億四百五十五万四千円、うち下水道事業会計への一般会計補助金が八千九百四十二万三千円、農集排事業会計への一般会計補助が一億一千五百十三万一千円です。

第三目長期前受金戻入一億六千九百四十三万一千円は、旧みなし償却部分の平成二十七年減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。二百七十六ページをお開きください。

第一款下水道事業費用は五億九千二百八十三万九千円を計上しております。

第一項営業費用が四億七千六百六十四万八千円です。そのうち第一目管渠費は千九百六十九万七千円、その主なものは第四節委託料のマンホールポンプ場維持管理業務委託料や汚水管清掃業務委託料等です。

二百七十七ページをごらんください。第二目処理場費は五千百十七万九千円、この処理場費は町内に七カ所ある農業集落排水施設の維持管理費であり、その主なものとしましては第五節委託料の汚水処理施設維持管理業務委託料や第六節手数料の汚泥運搬収集手数料等の汚泥肥料農地還元対策に係る諸経費、それに二百七十八ページの第七節修繕費は各農集排処理場の修繕費を予算計上しております。

第四目流域下水道維持管理費負担金三千六百三十二万一千円は、岩木川流域下水道事業の維持管理費のうち二・二四%

相当の藤崎町負担分を予算計上しております。

第五目総係費は二千四十九万円であります。その主なものは、二百七十八ページの第一節給料から二百八十ページの第五節法定福利費引当金繰入額までの合計額、つまり人件費のほかに、二百八十一ページの第十三節負担金のうち農集排飯田林崎処理施設維持管理費負担金が二百七十七万一千円となっております。

第六目減価償却費が三億四千七百三十二万六千円であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収入の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

二百八十二ページをお開きください。第二項営業外費用が一億一千二百六十二万円三千円あります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息の一億九百二十八万四千円あります。

次に、資本的収入及び支出をご説明いたします。二百八十五ページをごらんください。

まず、支出からご説明いたします。

第一款資本的支出として五億八百六十六万四千円を計上しました。

第一項建設改良費が七千三百九十六万一千円で、第一目施設改良費の主なものは人件費のほか、第六節委託料には下水道で新規事業としまして藤崎町流域関連公共下水道（雨水）浸水対策事業と白子バイパス関連下水道管移設の各設計業務委託料、また農集排には継続費を設定しております農集排最適化整備構想策定業務委託料を予算計上しております。なお、第七節工事請負費には白子バイパス関連下水道管移設工事費を予算化しております。

二百八十六ページの第二目流域下水道建設負担金三百三十九万円は、岩木川流域下水道事業の建設改良費のうち一・五％相当の藤崎町負担分を予算計上したものであります。

第二項固定資産購入費第一目土地購入費百三十三万九千円は、民地に下水道管が布設されていることから、この部分の土地を購入するものであります。

第三項企業債償還金は四億二千八百三十四万二千円と見込んでおります。

二百八十四ページをお開きください。次に、収入についてご説明しますが、収入はただいまご説明した支出の財源であり、第一款資本的収入として二億七千九百六十八万九千円を計上しております。

第一項企業債は一億八千六百六十万円で、その内訳としましては、第一目下水道事業債一億八千六百六十万円のうち岩木川流域下水道建設負担金に係る企業債三百三十万円、雨水浸水対策事業の補助裏に充当する公共下水道事業債に二千五百五十万円、それに資本費平準化債等ではありますが、資本費平準化債一億四千九百万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額でありますけれども、実質的には下水道事業会計の赤字補填財源であります。

第二項負担金千二百七十万円は白子バイパス関連下水道管移設工事負担金、つまり県からの下水道管移設補償費であります。

第三項補助金二千六百五十万円のうち国庫補助金二千五百五十万円は雨水浸水対策事業に係る防災安全交付金であり、県補助金五百万円は最適化整備構想策定の国財を伴う補助率一〇〇%の県補助金であります。

第四項出資金の五千三百八十八万九千円は一般会計からの基準外繰入金であり、企業債元金償還金等に充当するものであります。

二百九十五ページをお開きください。最後に、継続費について若干ご説明いたします。最適化整備構想策定事業費は、平成二十四年度から四年間の継続費を設定しております。総事業費千九百二十五万円のうち最終年度である平成二十七年はこの三年間で行った各処理施設の機能診断調査結果に基づき、各農集排施設の保全対策、つまり更新計画、維持管理費を比較検討するばかりではなく、農集排地区同士の統廃合や公共下水道への接続、そして下水道未整備集落の取り込みなどを含めて、藤崎町全体の汚水処理整備構想を策定する費用として五百十四万四千円を予算計上しております。

次に、藤崎町流域関連公共下水道（雨水浸水対策）事業であります。これは藤崎町の下水道における防災安全対策の実現を目指し、主に西豊田地区の浸水被害を軽減し、あわせて三千石堰下流橋も整備する事業であります。平成二十七

年度から四年間の継続費を設定しております、総事業費七億三千三百万のうち平成二十七年度は総実施設計委託料として四千三百万円を予算計上しております。

以上で、議案第三十号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水孝夫君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数二百九十五ページにもあるんですけども、継続費の最適化事業ですね、これも平成二十七年度が最終年度になっているんですけども、その中でこの農集排のランニングコストだとか個別の処理場の更新とかという問題が当然今後出てくるので、それで公共下水道との接続の問題も、今までは農水省だ、こっちは建設省だというふうにやっていたのを、どうすれば藤崎においては地域においては最適なのかというような事業のために調査、比較検討も含めてやっているんだと思うんですけども、これも成果品というのはどの段階でどういう形で出てくるものなんですか。その成果品なるものをどういう形で依頼しているといえど何ですけども、その辺はどういう形でいつごろまでに出るのかということについてはどうなんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。先ほどご説明しましたように、この農業集落排水施設については町内には七カ所の農業集落排水処理施設がございます。相当古くもなっておりますので、それぞれの機能、今、平成二十四年度、二十五年度、二十六年度においてその機能がどのくらい老朽化しているのかということは今機能診断しております。最終的に、その機能診断

した結果を今後そのまま機能強化してずっとこれから十年二十年もたせていくのかどうか、あるいはまた先ほどもご説明しましたように、もうここの人も減ってきていますので、ここの集排とこの集排をちょっとくっつけてみようかとか、あるいはまた公共下水道とくっつけたほうがランニングコストが低くなるのではないかと、そういったものも検討結果を業者さんをお願いしまして、二十七年度中には出していただくということになっております。以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ぜひ、具体的にどこどこつなげばいいよというふうなところまで出るかどうかは、その辺は定かではないんですけども、より検討する材料がふえることを期待したいと思っています。

それで、ページ数でいくと二百七十八ページの修繕費のことです。旧来の農集排のほうの修繕費、常盤地区処理施設のスクリーン修繕費百八十三万円ほど計上されているんですけども、定期的なものなのか、その辺ですね。それから、榊地区のこの辺の流量ブロワ修繕費、ここも定期的にもうやらざるを得ないというようなことなのか、その辺の実態をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

上下水道課においては、処理施設については業者さんに全て維持管理費は委託しております。その委託業者のほうから、この辺はちょっとふぐあいが生ずるとか、あるいはまたちょっと耐用年数が超えているとか、そういった報告を受けております。緊急性のあるものについては即座にやらなければならないんですけども、今今にちょっと修繕を必要としない、ただ長期的に見るとやっぱり修繕を必要とする報告を受けたものについては予算計上し、修繕をする方向で考え

ております。以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

課長、今の話はちょっとあれじゃないですか、業者に任せているから、報告があったからかえるんですというようなことだけでは、例えば常盤の自動のスクリーン修繕費というの、これは更新はどういうふうな、ふぐあいがあるからもうかえたほうがいいよということなものなのか、その辺はどういうふうな、現状認識もちゃんと現場の人は見ていなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

確かに、機器類の維持管理は管理会社のほうから報告が上がってきます。上下水道課として、担当課、工務施設係ですけども、工務施設係の人が実際現場に赴いて現場を確認し、その上で決定しております。以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数はどうでもいいですわ。（「どうでもよくないです。ページ数を言ってください」の声あり）ページ数を言わなければ質問できないというものではございませんので、それは委員長が判断しているんでしょうから。藤崎町流域関連公共下水道雨水浸水対策、二十七、二十八、二十九、三十年代というふうにも実施するわけでありまして。これには相当な調査費もかけて実施にこぎつけて、なおかつ浸水対策も含めたから補助率五〇%にのったのかなというふうに思って、

大分、現場の担当課も苦勞もされたんだと思います。二十七年度については、当面どこのところをどういうふうにしてやろうとしているのか、その辺もうちょっと詳しく説明していただけたらなと思います。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

先ほどもご説明しましたように、二十七年度、これは実施設計のみでございます。したがって、これから整備する区間、例えば今建設課のほうで西豊田地区の雨水、側溝整備しているわけですが、そこからバイパス間を通して三千石まで行くルート、あるいはまたその三千石下流域、そのもの一・六キロあるわけですが、そのものの実設計を行うということでございます。以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

実施設計をやるというのは説明も受けたんですけれども、その実施設計の中で浸水対策なら浸水対策をやる上で、前も我々にも説明していただいた、例えば五能線に沿ったほうの水路というか、そういうのも入っているのかどうかですね。それから、藤崎の旧除雪センターといいますか、そういう方向の水路というか、そういうのも含めて入って実施設計をするということなんでしょうか。実施設計の箇所的なものについて、もうちょっと詳しく説明していただけたらということでもあります。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ただいまご説明しましたように、メインは西豊田地区の浸水対策でございます。したがって、これまで大俵排水堰あるんですけれども、そちらに行く雨水をいかにして別のほうに流すか、そういったことを勘案しまして、実は今言いましたように西豊田地区の側溝整備で今現在やっておりますけれども、そこで流れてきた雨水を町道新岡元東若松線、町長の自宅のところからちょっと行ったところにあるんですけれども、その辺の町道を通りまして三千石にその雨水を流そうということで、あわせて三千石の整備を行うと。昨年六月に全協を開きまして説明したルートは、先ほど浅利委員がご指摘しましたように葛野堰、その辺も考えたんですけれども、やはり逆勾配ということで、その辺は断念いたしまして、やはり今言いました新岡元東若松線のほうに流すということの実施設計でございます。除雪センターのほうとさっき言ったんですけれども、あっちのほうにでも若干浸水被害が起こっているところもございしますので、あの辺もあと二百メートルぐらい、二百メートルのU字溝入れる計画でございます。その辺も含めて実施設計を組もうかなと思っております。以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき、感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時四十二分

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野呂日出男

委員長 清水孝夫